

特別養護老人ホーム入所指針の見直しについて

「杉並区指定介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）入所指針」について、その一部を見直したので、以下のとおり報告します。

1 見直しの理由

入所希望者の意思及び生活状況等をより正確に把握し、入所評価において入所希望者の個別事情をより反映できるようにするため。

2 見直しの概要 ※見直した指針は別紙のとおり。

(1) 入所希望者の状況把握の精度向上

①申込書について、申請理由・介護上の困りごとを詳しく説明できるよう見直す。

＜指針4（1）＞

②申込書の有効期限を1年に短縮する。＜指針4（2）＞

③入所申込みの取下げ規定を新設する。＜指針4（3）＞

(2) 入所に関する評価の精度向上

①一施設あたりの申込みの競合を緩和するため、入所申込書の様式を変更し、希望施設を5施設までの記入に改める。＜指針4（1）＞

②第二次評価について、個別事情をより反映できるよう見直す。＜指針5（3）＞

③入所検討委員会の開催を2カ月に1回から毎月1回以上に変更する。＜指針6（3）＞

(3) 入所判定項目の充実

①施設長による入所判定項目に「経済状況」を追加する。＜指針7＞

(4) その他規定整備

①入所検討委員会の審査項目に「特列入所の要件」を明記する。＜指針6（4）＞

②自治体間連携特養の取扱いに関する規定を明記する。＜指針9＞

③情報開示、個人情報、説明責任に関する規定を明記する。＜指針12＞

3 適用日

令和2年4月1日

4 その他

本年3月中旬から、見直し後の入所指針を区公式ホームページに掲載し公表する。また、区公式ホームページから各特別養護老人ホームのホームページが閲覧できるようにリンク先を張り、施設の概要や特色等を把握し、希望施設選択の一助とする。

杉並区指定介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）入所指針

1 目的

この指針は、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年3月31日厚生省令第39号）第7条第2項及び「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）」第134条第2項に基づき、杉並区指定介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）（以下「施設」という。）の入所に関して、必要性の高い要介護高齢者が優先して入所できる基準及びその際の手続きについて必要な事項を定めることを目的とする。

2 入所対象者

(1) 施設への入所対象者は次のとおりとする。

ア 要介護3から5と認定され、常時介護が必要だが、在宅で介護を受けることが困難な者

イ 居宅において日常生活を営むことが困難なことについてやむを得ない事由がある要介護1又は2に該当する者のうち、特例的な施設への入所（以下「特例入所」という。）が認められる者

(2) 前項イに該当することの判定に当たっては、次の各号のいずれかの要件に該当する者とする。

ア 知的障害・精神障害等を伴い、地域での安定した生活を続けることが困難な者

イ 認知症高齢者であり、常時適切な見守り・介護が必要な者

ウ 家族による虐待が深刻であり、心身の安全・安心の確保が困難な者

エ 独居や老老介護などで介護できる家族が近くにおらず、かつ、地域での介護サービスや生活支援の供給が不足している者

3 特例入所が認められる場合の事務手続

要介護1又は2に該当する者で入所申込者の特例入所が認められる場合には、以下の取扱いにより、入所判定が行われるまでに、施設及び入所申込者の介護保険者である市町村（特別区を含む。以下「保険者市町村」という。）との間で情報の共有等を行うものとする。

(1) 施設は、入所申込者に対して、居宅において日常生活を営むことが困難なやむを得ない事由について、その理由などを求めるものとする。

(2) (1)の場合において、施設は、保険者市町村に対して報告を行うとともに、特例入所の対象可否につき意見を求めるものとする。

(3) (2)の求めを受けた場合において、保険者市町村は、地域の居宅サービスや生活支援などの提供体制に関する状況や、担当の介護支援専門員からの居宅における生活の困難度の聴取の内容なども踏まえ、施設に対して適宜意見を表明できるものとする。

4 入所申込み時における手続等

(1) 入所申込み

入所希望者は、特別養護老人ホーム入所申込書（第1号様式。以下「申込書」という。）に特別養護老人ホーム入所申込者状況票（2号様式。以下「状況票」という）、を添えて、施設に申し込むものとする。

施設は、特例入所に係る入所申込みの場合には入所希望者に対して、居宅において日常生活を営む事が困難なやむを得ない事由について、その理由などの必要な情報の記載を申込みに際し求めるものとする。（「特養以外での生活が困難な理由記入書（要介護1・2）（第4号様式）」（以下「理由記入書」）を添付するものとする。）

ただし、申込書の提出は、入所希望者の代理の者も提出できるものとする。

(2) 申込書（状況票及び理由記入書を含む。）の有効期限は、施設が受付した日から1年後の同一月の月末までとする。

(3) 入所申込みの取下げ

入所申込者は、入所希望者が次に掲げる事項のいずれかに該当した時は、施設に「取下届」を提出するものとする。

ア 死亡したとき。

イ 入所の意思がなくなったとき。

ウ 他の特別養護老人ホームに入所したとき。

エ 介護認定の結果、要介護状態区分が要介護でなくなったとき。

杉並区（以下「区」という。）は、入所希望者がアからエまでのいずれかに該当していることが明らかになった場合、又は(2)の期限が経過しても再度申込書が提出されない場合は、入所申込の取下げがあったものとみなす。

(4) 施設への情報の提供

介護支援専門員、居宅介護支援事業者及び地域包括支援センター（ケア24）は、入所希望者の状況把握に努め、申込施設への情報提供に協力するものとする。

(5) 入所申込者に対する説明

入所申込みを受けた施設は、入所申込みから入所決定までの手続、入所申込者の入所の必要性の高さを判断する基準及びその他必要な事項について、入所申込者に対して十分に説明を行う。

5 優先度の判定

(1) 第一次評価

施設長は、入所希望者を優先度順に区分するため、別表1の第一次評価指標に基づき、速やかに第一次評価を行うものとする。ただし、施設長が必要と認めた場合は、その実施を区に委託できるものとする。

区は委託を受けた場合、要介護1又は2に該当する者についても第一次評価を行う。

(2) 入所希望者名簿の作成（区が第一次評価の委託を受けた場合）

区は、(1)の評価結果の点数順に優先度A・B・Cに区分した入所希望者名簿を作成し、施設長へ報告する。また、入所希望者には、第一次評価結果の優先度A・B・Cの区分

を通知する。

(3) 第二次評価及び入所候補者名簿の作成

ア 施設長は、入所希望者名簿に記載された入所申込者について、優先的な入所を決定するために第二次評価を実施し、その判定結果に基づき入所候補者名簿（以下「候補者名簿」という。）を作成する。

イ 第二次評価は、面接結果、申込書・状況票・理由記入書の内容等を総合的に勘案して行うものとする。

(4) 判定結果等の説明

施設長は、優先度の判定結果及び検討経過について、入所申込者から説明を求められた場合には、十分な説明を行うものとする。

6 入所検討委員会

(1) 施設は、優先的な入所を決定するための評価を適正に実施するため、入所検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置するものとする。

(2) 検討委員会は、施設長、生活相談員、介護職員、看護職員、介護支援専門員等の関係職員で構成する。なお、検討委員会には第三者（当該法人の評議員、地域の福祉関係者、苦情解決委員等）を1名以上加えるものとする。

(3) 検討委員会は、施設長が招集し、原則として月1回以上開催する。

(4) 検討委員会は、優先度を判定する基準や判定結果及び特例入所の要件についての審査を行う。

(5) 検討委員会は、審議の内容を議事録として2年間保存しなければならない。

(6) 検討委員会は、区から求めがあったときは、上記の記録を提出するものとする。

7 入所決定

施設長は、候補者名簿に記載された者から入所検討委員会の審査結果を踏まえ、男女別構成、施設の特性等、地域性や本人等の意向、経済状況、その他特別に配慮しなければならない個別事情を勘案し、入所を決定するものとする。

8 特別な事由による入所

次に掲げる場合は、施設長の判断により入所を決定することができるものとする。

ただし、当該決定を行った場合、施設長はその決定内容を直近に開催される検討委員会に報告するものとする。

(1) 災害や事故等により、検討委員会を招集する暇がないとき。

(2) 老人福祉法（第11条第1項第2号）に定める措置委託による場合

9 自治体間連携特養

自治体間連携特養エクレスシア南伊豆については、静岡県入所指針に基づいて優先度を評価し、入所者を決定する。

1 0 入所辞退者の取扱い

施設から、入所申込者の都合により入所を辞退した報告を受けた場合、区は、その者を入所希望者名簿から削除する。

ただし、入所申込者の入院等やむを得ない理由により、一時的に入所を延期する場合はこの限りではない。

1 1 退所に関して留意すべき事項

入所者・家族の意向を十分確認するとともに、意向を十分尊重し、安易に施設側の理由により退所を促すことがないよう留意する。

1 2 その他

(1) 情報開示・入所検討委員会要綱の閲覧について

入所希望者本人やその家族から求めがあった場合は、当該対象者の入所判定等に係る情報や施設の入退所検討委員会要綱を開示する。

(2) 施設の職員及び委員会の第三者委員は、業務上知り得た入所希望者本人やその家族等の情報を他に漏らしてはならないものとする。また、施設を退職した後及び委員を退任した後も同様とする。

(3) 説明責任

入所希望者本人の入所の決定にかかる苦情等に対しては、受付窓口を明確にし、適切な対応を行えるよう、施設は体制を整備する。

1 3 適正運用

(1) この指針は、区及び施設の共通の指針とする。

(2) 施設は、この指針に基づき、適正に入所の決定を行うものとする。

(3) 区は、この指針の適正な運用について、施設に対して必要な助言、指導を行うことができる。

1 4 指針の見直し

区は、この指針を見直す必要が生じた場合は、施設と協議を行うものとする。